

木材等試験手数料要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、木材等試験手数料条例（平成21年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の申請手続)

- 第2 条例第2条第1項の規定による申請は、宮城県林業技術総合センター所長（以下、「所長」という。）に対し試験申請書（様式第1号）を提出または宮城県電子申請サービスによる試験申請により行わなければならない。
- 2 試験の申請は、原則として当該申請に係る木材等を添えて行わなければならない。
- 3 所長は、試験の申請による試験を行ったときは、当該申請をした者に成績書を交付するものとする。

(手数料の納付方法)

- 第3 条例第2条第2項の規定により、知事が別に定める納付方法は、以下のとおりとする。
- (1) 現金による納付
- (2) 納入通知書による納付
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2に規定する方法による納付
- (4) 宮城県収入証紙による納付（ただし令和8年3月31日までの申請に限る）
- 2 条例第2条第2項の規定により、知事が別に定める必要と認めるときは、後納申請書（様式第2号）の提出または宮城県電子申請サービスによる後納申請に基づき、手数料の後納を認めることができる。

(手数料の免除)

- 第4 条例第4条の規定により手数料を減免する場合は、次のとおりとする。
- (1) 国又は地方公共団体が公益のために試験を申請する場合で、所長が必要と認めるとき。
- (2) その他所長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 条例第4条の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ所長に対し減免申請書（様式第3号）の提出または宮城県電子申請サービスによる減免申請を行わなければならない。

(その他)

- 第5 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。